

令和4年度 事業計画

1. 理念と方針

基本理念に基づき、利用者の意向や希望を尊重しながら、安全で快適に利用できるよう配慮したサービスの提供に努める。また、基本理念を具体的にまとめたものを基本方針とし、それに基づいたサービスを提供できる職員の育成に努めることとする。

基本理念

社会福祉の基本原理に則り、支援を必要とする人々が楽しく、喜びを感じ充実した生活を送れるよう共に考え、共に笑顔になれるようなサービスを提供していきます。そのために、健全な法人運営に努め、地域福祉の発展に寄与します。

基本方針

- (1) 利用者の生活実態を見極め、利用者それぞれの能力や個性、ニーズに応じた支援ができるよう、研究に取り組み、専門性を高め、サービスの質の向上に努めます。
- (2) 創造性、独自性を発揮した福祉サービスを提供し、魅力ある作業所づくりに努めます。
- (3) 法令を遵守し、利用者や地域に対して情報開示や説明責任を果たします。
- (4) 法令の改正に伴う基本報酬の改定により令和3年度は減収が予想されましたが、僅かながらも増収となりました。令和4年度もそうなるように、増収を目指す経営努力をします。

2. 法人の事業目標と達成のための具体的取り組み

以下の①から⑤を法人の事業目標とし、達成のため具体的な取り組みの実践を心掛ける。

(1) サービスの質の向上

目標 ① 利用者の意見を聞く体制と実現への配慮

具体的取り組み

- ・支援員の先入観や価値観ではなく、利用者のニーズを把握して対応することを心掛ける。また、対応が特定の個人の為に限定されていないかを考察し、不公平感に配慮する。

目標 ② 安全で快適な環境づくり

具体的取り組み

- ・常に安全や清潔さ、快適さを考慮した環境づくりに配慮する。
- ・特に新型コロナウイルス感染症に注意し、所内等の消毒、除菌に留意する。
- ・利用者本人の感染症防止意識を高める努力をする。

令和4年度 事業計画

目標 ③ リスクマネジメント

具体的取り組み

- ・災害や事故時の対応を、マニュアルの整備と訓練により対策する。
非常時対策マニュアルを訓練に反映させる。
- ・安全性の高いクラウドを活用し、利用者や職員の個人情報を守る。

(2) 職員の育成

目標 ④ 研修への参加

具体的取り組み

- ・法人内外での研修や講習に積極的に参加する。
(オンラインも積極的に活用)
- ・研修参加時の勤務調整や参加費の援助を行う。

目標 ⑤ 法人内専門委員会の活性化と維持

具体的取り組み

- ・前年度のように活発な活動を維持するべく、法人は協力体制を敷く。
例えば、3年度は委員会議事録と次回題材について真剣な相談が数多く寄せられたが、大変好ましいことで、この傾向を持続するように、発表の機会の提供や、開催時間の柔軟な対応を許可するように努める。
また、虐待防止の研修が義務化されたので、委員会活動の中でもこれについては特に現場環境に配慮したマニュアルを作り、実践できるように心掛けることとする。

3. 各事業所における目標と取り組み

基本理念に加えて、運営規程の「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を適切かつ効果的に行うものとする」という記述に基づき、各事業所の目標とその実現のための取り組みを立案する。

作業所名：目標（取り組み）

倉敷作業所：安全安心な通所の実施（利用者ファーストの一層の充実。）

水島作業所：工賃の向上（利用者とともに目標を設定、達成の努力をする。）

児島作業所：作業能力と工賃の向上（作業の達成感創出、新規作業の獲得）

玉島作業所：作業内容の転換と工賃の向上（新規作業での達成感創出と安定性、適正な訓練の継続）

洲崎作業所：工賃の向上と安定、充実感（既存に加え農福連携の実現を目指す。）

相談支援事業所：充実した計画の提供（契約者の数を減じていき、近い将来閉所することとする。）

令和4年度 事業計画

また、各事業所共通の目標として、

- ・今後5年間の内に、全契約者数を100名とする。(令和8年度末まで)
(令和2年度 期末90名、令和3年度 期首91名、令和4年度 期首95名
予定)
- ・苦情の撲滅
- ・内部監査を実施し、法人全体のコンプライアンス遵守体制を継続
- ・「所内から新型コロナ感染者を出さない」を合言葉に、感染症防止委員会
を中心に対策を実施

4. 地域における公益的な取り組み

法人の責務となった地域における公益的取組について、職員の理解と発案を募り、積極的な展開を心掛ける。4年度は、3年度に試行した「経済的困窮者に衣服を提供する」プログラムがうまく稼働したので、より現実的に実践する。

5. 研修

- ・管理者会議と研修 毎月
- ・全職員研修 最低、年1回
- ・法人内委員会 4委員会を随時開催
- ・新職員研修 採用事業所でのOJT、他事業所で10日間程度
本部での座学
- ・法人外研修 随時

6. 行事（主な法人行事。尚、理事会等は要請があれば随時開催する。）

- ・理事会 次年度事業計画・補正予算・次年度予算案・審議事項他（2月）、決算案・審議事項他（5～6月）
- ・監査 理事会、評議員会、会計監査（5月）
- ・評議員会 決算・審議事項他（6月）

7. 施設整備

- ・水島事業所の新築移転（若しくは現在の場所での建て替え）
- ・倉敷事業所の隣地の購入（8m幅、ただし購入と同時に整備が必要な為、R4年度中の実施と限定せず、流動的に対応する。）

総括 以上、実現可能な範囲で最大限の努力をもって、障がい者の生活へ資することができるよう努めたい。

令和4年2月18日